

相模川・小出川不法係留船対策に係る計画

平成28年4月1日

国土交通省 関東地方整備局

神奈川県

目 次

1. 相模川・小出川不法係留船対策に係る計画検討の基本的考え方	1
1) 不法係留船対策に係る計画策定の目的	1
2) 不法係留船対策に係る計画策定の方法	1
3) 不法係留船舶の取り扱い	1
2. 相模川・小出川不法係留船対策に係る計画の基本方針	2
1) 計画の対象区域	2
2) 相模川・小出川係留船舶状況	2
3) 基本方針	4
3. 相模川・小出川不法係留船対策に係る計画	5
1) 重点的撤去区域の対応方針	5
2) 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に関わる年次計画	6
3) 不法係留船対策の枠組み	8
4) 不法係留船等の強制撤去	8

参考資料

(相模川・小出川水面等利用者協議会規約)

1. 相模川・小出川不法係留船対策に係る計画検討の基本的考え方

1) 不法係留船対策に係る計画策定の目的

本計画は、相模川下流部における、相模川と小出川の水面の安全かつ快適な利用及び流水面特有の環境機能の維持・増進を図ることを目的として、現状での活発な水面利用を尊重しつつ、自然環境との調和のとれた、安全で快適な河川利用を推進するために策定するものである。

2) 不法係留船対策に係る計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、河川管理者と沿川自治体及び学識経験者等が一体となって共通の目標を設定することが必要である。

このことから、学識者、神奈川県、沿川自治体、警察、水面利用に係わる各種団体の代表者及び国土交通省で構成する「相模川・小出川水面等利用者協議会」での協議を通じて、河川管理者が策定するものとする。

3) 不法係留船舶の取り扱い

相模川下流部の不法係留船は、ピーク時において約222隻であったが、現時点では約49隻の船舶が確認（平成27年9月現在）されている。

平成25年5月に国土交通省及び水産庁は、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、平成25年度からの10年間で河川、港湾及び漁港の三水域における放置艇をゼロ隻とすることを目標に掲げ、河川では、放置艇の撤去を一層強化することとしたところである。

このような状況を踏まえ、相模川に近い二級水系境川等では、神奈川県による強制撤去も含めた不法係留船対策が実施されており、それらの河川に不法係留されていた船舶が相模川及び小出川に移動して来る可能性が高く、早急な対策が求められる。

このことから、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成10年2月12日建設省河川局長通達）を踏まえ、不法係留船対策に係る計画を策定し、適切に整理していくものとする。

2. 相模川・小出川不法係留船対策に係る計画の基本方針

1) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、相模川及び小出川の、特に不法係留船対策の問題が顕在化している区域とし、相模川は河口から湘南銀河大橋まで、小出川は相模川合流点から宮の下橋までの区域とする。

なお、本計画においては、相模川の河口から湘南銀河大橋までの区域のうち、小出川の下流端から相模川の低水路に至るまでの区域を除いた区域を「相模川地区」とし、小出川の下流端から宮の下橋までの区域及び小出川の下流端から相模川の低水路に至るまでの区域を合わせて「小出川地区」とする。



2) 相模川・小出川係留船舶状況

相模川及び小出川では、不法係留船対策を行ってきた結果、ピークである平成12年度及び13年度と比べると不法係留船は減少しており、直近の調査結果(平成27年9月)は、表-1のとおりである。

■相模川地区の状況

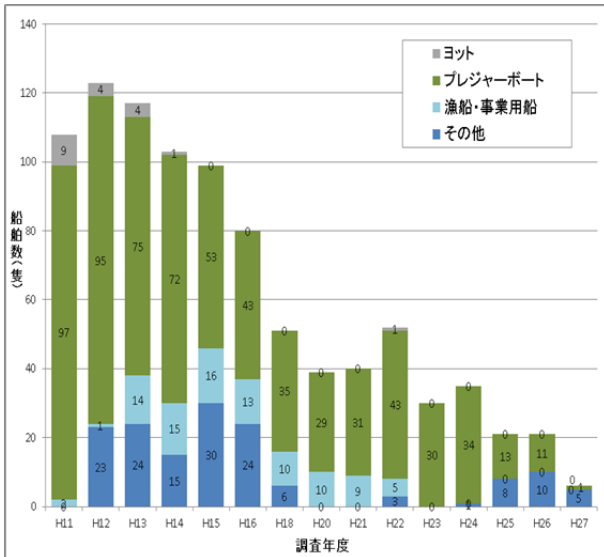
ピーク時の平成12年度の不法係留船は123隻であったが、平塚漁港付近での高潮堤防工事の施工に伴う是正指導や簡易代執行により、現状では6隻に減少している。しかし、馬入ふれあい公園付近では栈橋を設置した係留が行われているなど、依然として無秩序な状態が続いている。

■小出川地区の状況

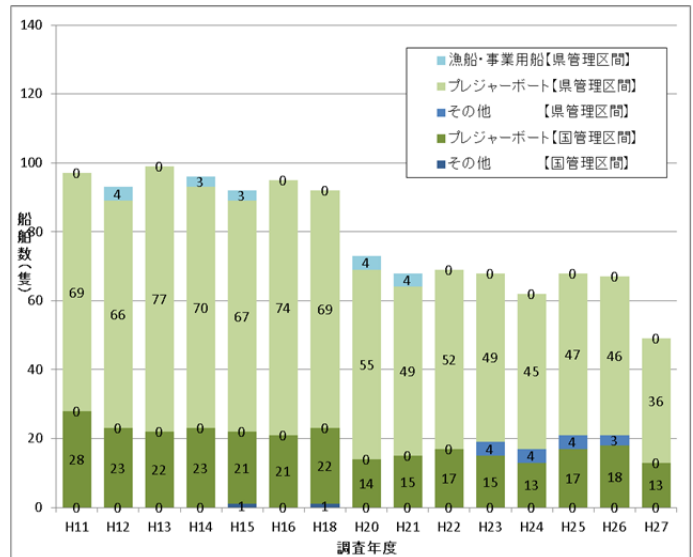
ピーク時の平成13年度の不法係留船が99隻であった事に対して減少しているが、相模川やその他の河川から移動した船舶も見受けられ、現状では43隻となっている。小出川では、係留ロープ等を設置した係留が行われており、係留ロープ等を留める鉄杭などにより河川管理施設が損傷されているなど、依然として無秩序な状態が続いている。

表－１ 相模川・小出川不法係留船舶一覧表（平成２７年９月調査時）

	相模川地区	小出川地区	計	備考
国管理区間	6 隻	13 隻	19 隻	左記のほか、沈廃船8隻を確認
県管理区間		30 隻	30 隻	
計	6 隻	43 隻	49 隻	

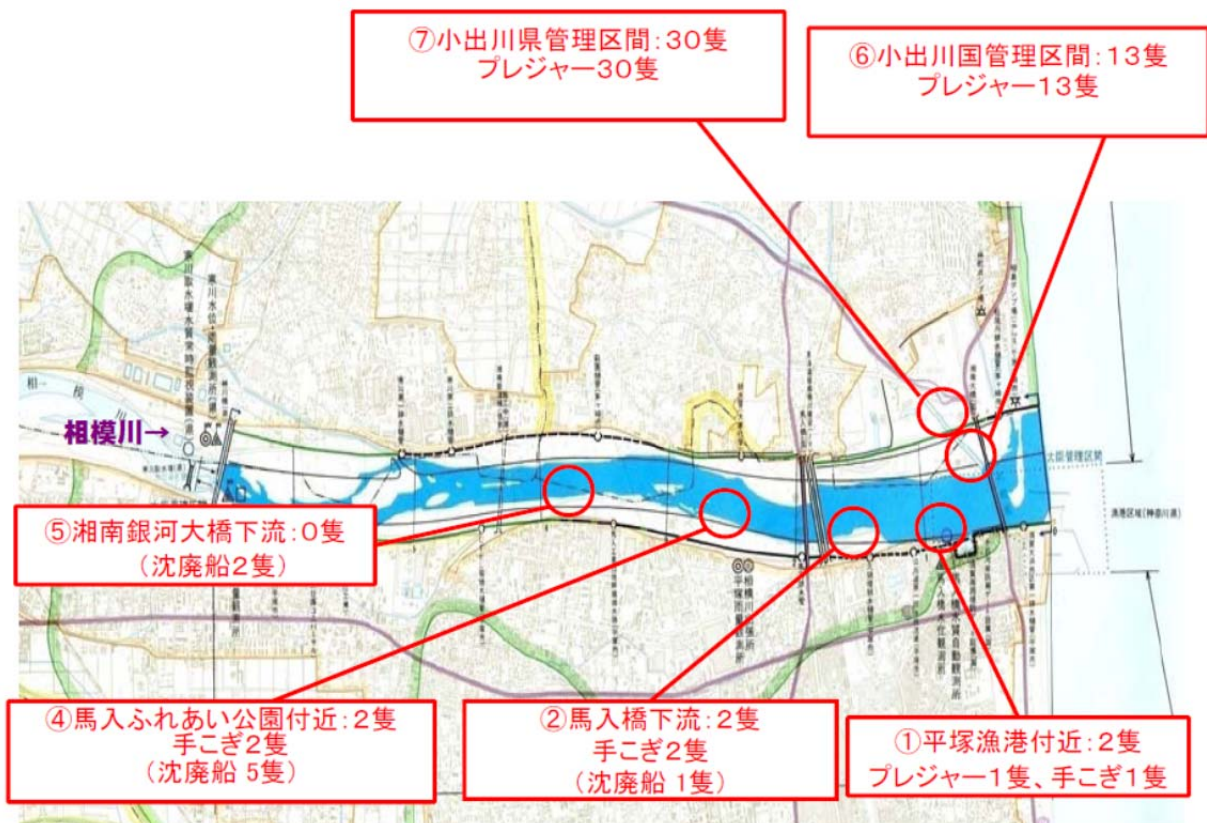


(相模川地区の不法係留船舶の推移)



(小出川地区の不法係留船舶の推移)

船舶係留位置図（平成27年9月現在）



3) 基本方針

相模川及び小出川の不法係留船対策にあたっては、下記の5項目の基本方針にて、不法係留船対策を実施していくものとする。

①所有者が不明な不法係留船の基本方針

河川法に基づき厳正に措置する。

②所有者が判明している不法係留船の基本方針

河川法及び関係法令に基づき厳正に措置する。

③所有者が不明な係留施設の基本方針

河川法に基づき厳正に措置する。

④所有者が判明している係留施設の基本方針

所有者が判明している係留施設は、相模川・小出川水面等利用者協議会で確認した相模川下流の民間マリーナ等の適正化に基づき、関係機関と調整し対応を行う。

⑤暫定係留施設に関する方針

暫定係留施設は、設置しないものとする。

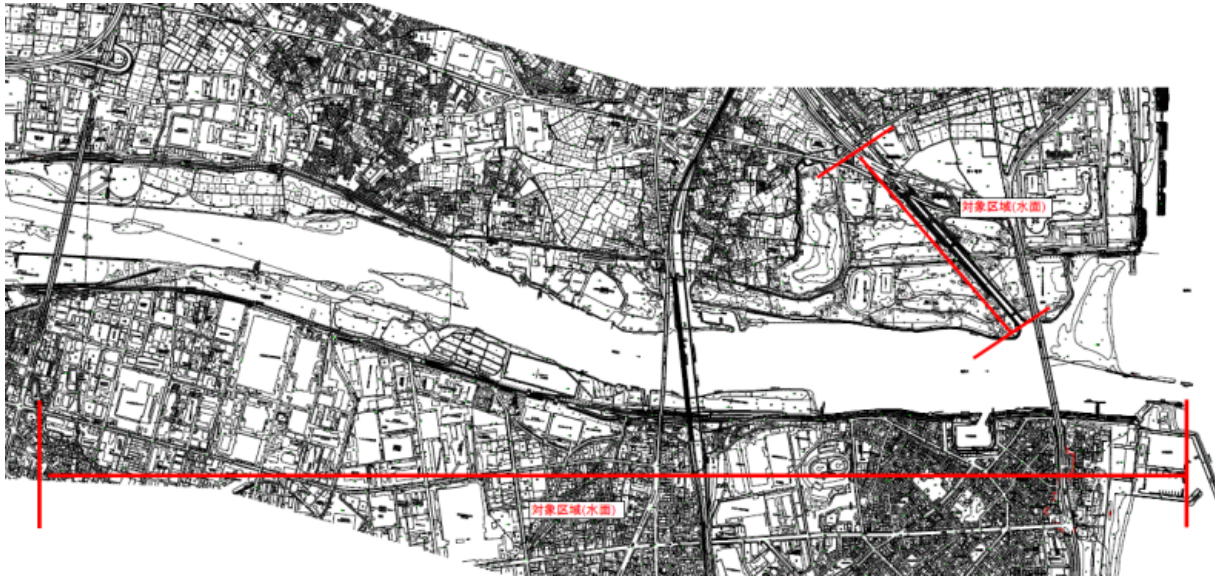
3. 相模川・小出川不法係留船対策に係る計画

相模川・小出川においては、過去、不法係留船が流出し、橋脚に衝突したり、相模湾にまで流出する事故が起きたりしている。また、不法係留施設の設置にあたり、河川管理施設が損傷されるなど悪質な利用が繰り返されている。

相模川では、堤外民有地が多く存在するため、不法投棄、不法盛土や土地所有者による河川法の許可を得ない工作物の設置等の不法行為への対応が課題となっている。

これらの状況を踏まえ、計画対象区域の全体を強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域（以下「重点的撤去区域」という。）に位置づけ、無秩序な係留状況の適正化を図る。

重点的撤去区域については、平成28年4月に指定を行い、その区域及び内容を周知する。



1) 重点的撤去区域の対応方針

①不法係留船

積極的に行政指導・簡易代執行・行政代執行等の措置を講じていく。

②係留施設

■国有地

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第六により、占用主体となり得る者以外の者による新たな係留、船舶係留施設の設置は認めない。

なお、別途定める相模川下流の民間マリーナ等の許可モデルに合致する施設を設置しようとする者で、不法係留船の受け入れ意志がある者については、準則第六第六号で規定する河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者として認める事ができるものとする。

■民有地

工作物設置許可基準等に合致する施設以外は認めない。

③所有者不明の係留施設

積極的に行政指導・簡易代執行等の措置を講じていく。

④暫定係留施設

近隣に受け入れ施設となる既存のマリーナが十分にあることから、暫定係留施設は設置しないものとする。なお、相模川下流の民間マリーナ等の適正化を進めることにより、相模川においても受け入れ可能施設の確保が可能となる。

2) 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に関わる年次計画

相模川・小出川周辺には、既存のマリーナに収容余力があり、対象係留船の受け入れ施設となることを踏まえ、不法係留船及び係留施設の強制的な撤去措置については、対象区域を順次設定し、適正な水面環境を確保していくものとする。

重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置は、図-1に示すように相模川地区、小出川地区に分けて実施していくものとする。撤去措置については、重点的撤去区域内の不法係留船に対し、マリーナ等への移動を促しつつ、不法係留船の係留状況、不法係留船に占める所有者不明の割合等の状況を踏まえながら、小出川と相模川との間の移動・再係留を防ぎ効率的に強制撤去を行うため、平成28年度から、まず小出川において強制撤去を行い、再係留防止措置を講じた後に、相模川において強制撤去を行っていくものとする。

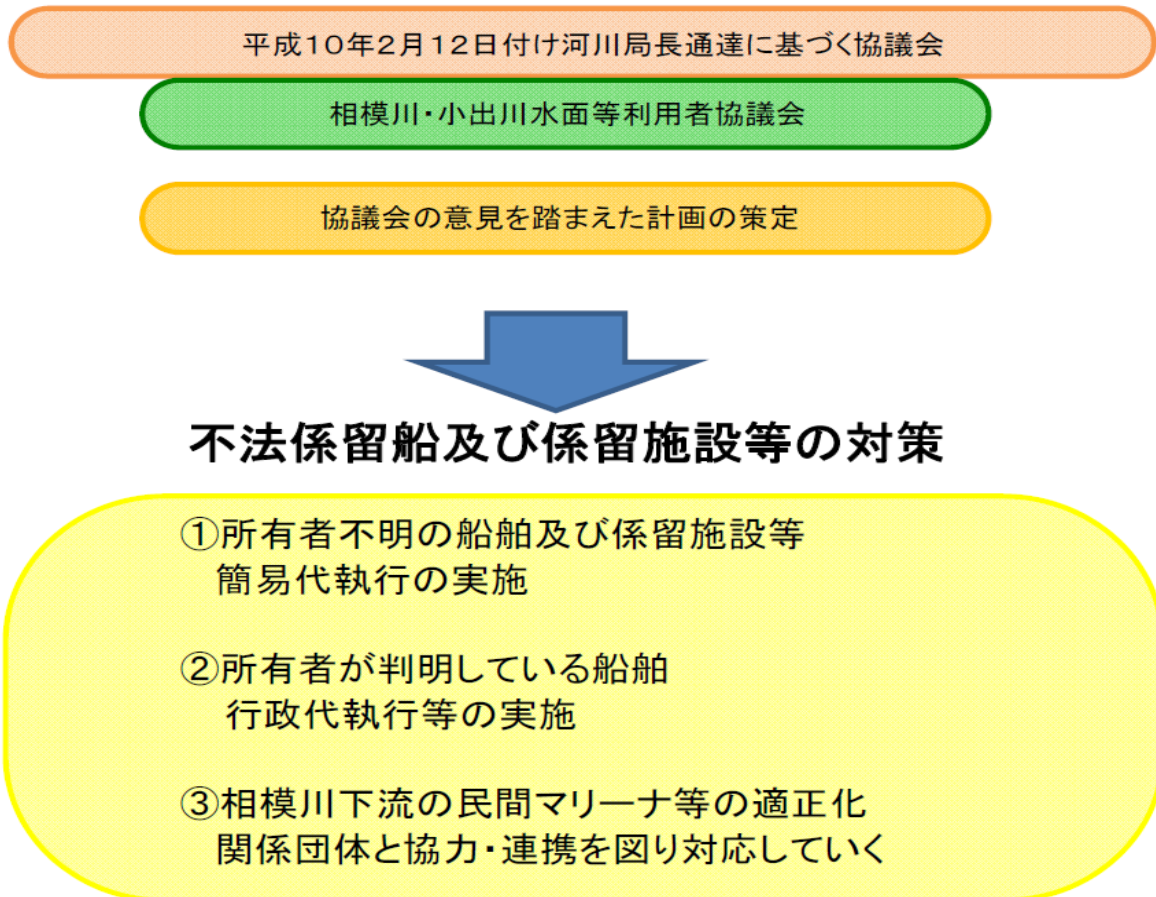


重点的撤去区域	
■	小出川の下流端から宮の下橋までの区域及び小出川の下流端から相模川の低水路に至るまでの区域
■	相模川の河口から湘南銀河大橋までの区域のうち、小出川の下流端から相模川の低水路に至るまでの区域を除いた区域

3) 不法係留船対策の枠組み

基本方針に基づき、本計画の区域における秩序ある係留環境実現へ向けた対応の枠組みについては、図-2に示すように、河川管理者と関係団体が協力・連携を図り、実施していくこととする。

図-2

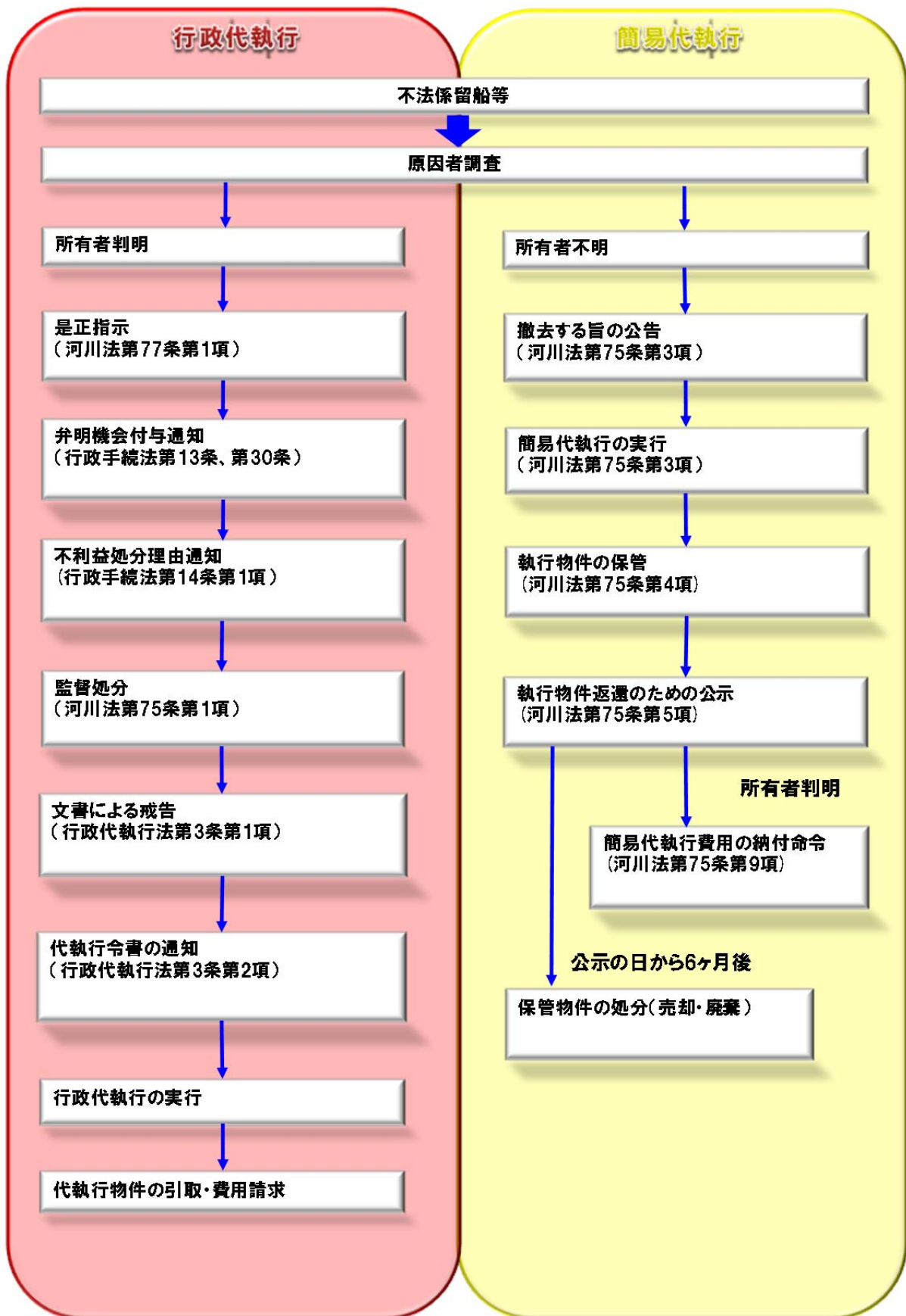


4) 不法係留船等の強制撤去（行政代執行、簡易代執行の実施）

許可を受けていない船舶及び係留施設等は、河川法に基づき、撤去指導・監督処分を行う。それに従わない場合等は、地方公共団体等の関係機関と連絡調整を図りながら、所有者不明の船舶及び係留施設等は、簡易代執行により、また、所有者が判明している船舶及び係留施設等については、行政代執行等により、撤去していくこととする。（図-3）

なお、特に悪質な不法行為者に対しては、刑事告発を行っていく。

図-3



参 考 资 料

相模川・小出川水面等利用者協議会規約

(名称)

第1条

本会は、相模川・小出川水面等利用者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条

協議会は、相模川本川の河口部から湘南銀河大橋まで及び小出川の相模川合流点から宮の下橋までにおける水面の安全かつ快適な利用、流水面特有の環境機能の維持・増進及び水面・水際利用に良好な空間の実現を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 秩序ある水面・水際利用の実現に向けた水辺整備等に関する事項
- 二 その他、水面利用に係わる重要な事項

(構成)

第4条

協議会は、学識者、国土交通省（京浜河川事務所）、神奈川県、沿川自治体（平塚市、茅ヶ崎市）、警察、水面を利用している各種団体の代表者及び水面利用に係わる各組織の代表者によって構成するものとし、別表に定める者をもって充てる。

(組織)

第5条

- 一 協議会に会長1名を置き、それぞれの委員の互選によってこれを定める。
- 二 会長は、協議会を代表し、会務を掌握する。

(協議会)

第6条

- 一 協議会は、委員等から開催要請があった場合で会長が必要と認めた時、会長が招集し、協議会の議長は会長がこれに当たる。
- 二 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(検討会)

第7条

- 一 協議会は、これを円滑に運営するため、協議会で協議する事項について調査、検討を行い、具体的な施策等について調整を図る検討会を置くことができる。
- 二 検討会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- 三 検討会は、必要に応じ会長が招集する。

(事務局)

第8条

協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と神奈川県藤沢土木事務所に置く。

(規約の改正)

第9条

協議会は、この規約を改正する必要があると認めた時は、委員総数の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雑則)

第10条

この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定める。

(付則)

- 1 この規約は、平成23年11月29日より施行する。

別表 相模川・小出川水面等利用者協議会 委員名簿

○会長

区 分	所 属	役 職	委 員 名
学識委員	関東学院大学工学部	名誉教授	宮村 忠 ○
	山梨大学大学院医学工学総合研究部	教授	末次 忠司
	埼玉大学大学院理工学研究科	教授	浅枝 隆
	ものづくり大学建設技能工芸学科	名誉教授	増淵 文男
行政委員	神奈川県県土整備局河川下水道部流域海岸企画課	課長	
	神奈川県藤沢土木事務所	所長	
	茅ヶ崎市	市長	
	平塚市	市長	
	神奈川県茅ヶ崎警察署	署長	
	神奈川県平塚警察署	署長	
	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	所長	
水面等利用者	相模川漁業協同組合連合会	代表理事会長	
	相模川第二漁業協同組合	代表理事組合長	
	平塚市漁業協同組合	代表理事組合長	
	日本海洋レジャー安全・振興協会	業務執行理事	
	日本マリン事業協会関東支部	支部長	
	関東小型船安全協会	専務理事	
	パーソナルウォータークラフト安全協会関東地方本部	本部長	
	馬入水辺の楽校の会	会長	